

野辺地町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修を促進することにより住宅の地震に対する安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりに資するため、木造住宅の耐震診断の結果を受けて、耐震改修工事又は建替工事並びに除却工事を実施する者に対し、当該年度の予算の範囲内において、木造住宅耐震改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和56年野辺地町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅について、当該評点が1.0以上となるように行う補強等（2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等に基づくもの）をいう。
- (3) 耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (4) 耐震改修計画 耐震改修の計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき行われる補強を行う工事及び補強に伴い影響する範囲の改修工事であって、耐震技術者の設計及び工事監理に係るものをいう。
- (6) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (7) 設計図書 建築士法第2条第6項に規定する設計図書をいう。
- (8) 建替工事 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅を除却し、同一敷地内に建築士の設計及び工事監理により建て替える工事をいう。
- (9) 除却工事 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅を除却する工事をいう。
- (10) 所有者 町の区域内に存する木造住宅を所有する者をいう。
- (11) 居住者 町に住民登録をし、町の区域内に存する木造住宅に現に居住している者で、前号に規定する所有者の2親等以内の親族であるものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、町内に存する住宅で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築（着工）され、かつ、同年6月以降に増改築等がされていない住宅であること。
- (2) 一戸建ての専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る。）で、地上階数が2以下のもの。
- (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (4) 所有者若しくは配偶者又は所有者の二親等内の親族（以下「所有者等」という。）が、当該住宅に居住し、又は居住することを予定しているもの。
- (5) 建築士が行った耐震診断により、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 野辺地町木造住宅耐震診断支援事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅。
 - イ 誰でもできるわが家の耐震診断（国土交通省監修、一般財団法人日本建築防災協会編集）の結果、評点が7以下であるもの。
 - ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知別添）を活用し、倒壊の危険性があると判断されたもの。
- (6) 過去に町が実施する木造住宅耐震改修支援事業又は青森県住宅耐震リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱若しくは青森県安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱に基づく補助の対象となった耐震改修又は建替えを受けていないこと。
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けている住宅又は、耐震改修工事若しくは建替工事の施工に伴い建築基準法の違反が是正される住宅であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者及び居住者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事を実施していない者
- (5) その他、過去に国又は地方公共団体等から補助金又は助成金等の交付を受けて、住宅の新築工事又は耐震改修工事を実施していない者

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、かつ、当該計画に従い工事監理を行う耐震改修工事又は建築士が設計し、かつ、設計図書に従い工事監理を行う建替工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 耐震改修工事に併せて行う増築工事、リフォーム工事及び外構工事
- (3) 建替工事に併せて行う既存住宅の除却工事及び外構工事
- (4) 本町又は国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とし、補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額以内の額又は1,172,000円のいずれか低い額（その額に千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する工事費、設計費及び工事監理費等
- (2) 建替工事 建替工事に要する工事費、設計費及び工事監理費並びに建築確認申請手数料等

（施工業者）

第7条 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

2 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助対象者は、耐震改修工事等に着手する前に、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写しその他申請者の本人確認ができる書類
- (2) 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し、建物登記全部事項証明書等、補助対象住宅の所有者を確認できる書類
- (3) 申請者及び補助対象住宅の居住者又は居住予定者が所有者以外である場合、配偶者又は所有者の二親等内の親族であることを確認できる書類（親族関係を明らかにできる戸籍謄本等）
- (4) 確認済証の写し、建物登記全部事項証明書等、補助対象住宅が平成12年5月31日以前に建築又は着工されたことが確認できる書類

- (5) 補助対象住宅の所有者が申請者以外にもいる場合及び申請者が補助対象住宅の所有者と異なる場合にあつては、工事同意書（様式第2号）
- (6) 代理申請の場合にあつては、委任状（様式第3号）
- (7) 各種公的支給や補助申請に関する申出書（様式第4号）
- (8) 耐震診断結果報告書の写し又は誰でもできるわが家の耐震診断若しくは旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
- (9) 2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等（耐震改修工事の場合に限る。）
- (10) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し等（建替工事の場合に限る。）
- (11) 町税に係る納税証明書若しくは完納証明書又は添付書類省略に係る同意書（様式第5号）
- (12) 工事見積書（内訳明細の付いたものに限る。）
- (13) 設計図書（案内図、配置図、平面図等工事概要がわかる図面）
- (14) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を町が保有する公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることがある。

（補助金の交付の決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）ができる書類の内容の変更を行う場合にあつては、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）に変更の内容が確認できる書類を添えて、町長に提出してその承認を受けること。ただし、前条に掲げる補助金交付決定通知書に掲げる金額を増額することはできないものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあつては、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書を町長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった書場において、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかに

する書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しておくこと。

- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 規則第18条本文の規定により町長の承認を受けずに財産を処分したことにより収入があった場合において、町長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。

(申請の取下げの期日)

第11条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(状況報告及び実地調査)

第12条 町長は、補助対象工事の適正を期すため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第9条の補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

- 2 規則第10条の規定による報告は、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業状況報告書(様式第9号)を提出して行うものとする。

(完了確認)

第13条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業工事完了報告書(様式第10号)を町長に提出し、現場確認を受けるものとする。

- 2 町長は、前項に規定する現場確認を実施した場合は、その結果を野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業工事完了確認通知書(様式第11号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、前条の現場確認を受けた後に、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業完了実績報告書(様式第12号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (3) 工事に係る部分を部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真
- (4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者が証した書類

(耐震改修工事の場合に限る。)

(5) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

(建替工事の場合に限る。)

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条の実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業補助金額確定通知書(様式第13号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助金の請求は第15条の通知を受けた後において、野辺地町木造住宅耐震改修等支援事業補助金請求書(様式第14号)を町長へ提出して行うものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第18条 規則第18条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日建設省発第74号建設事務次官通知)別表第2に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。